

博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）第24条の規定により、次のとおり博物館相当施設の指定を取り消した。

平成24年 4 月27日

岩手県教育委員会

教育長 菅野 洋樹

博物館相当施設の名称	所在地	取消年月日
早池峰山岳博物館	花巻市大迫町大迫第3地割39番地	平成24年 3 月16日